

○田川地区清掃施設組合建設業者指名委員会規程

平成 13 年 4 月 1 日

訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)が施行する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に関する事務を行うため、田川地区清掃施設組合建設業者指名委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格基準の作成に関する事項
- (2) 競争入札に参加する者の審査及び指名に関する事項(設計金額が 500 万円以上の契約に係るもの)
- (3) その他組合長が指示する事項

(組織)

第 3 条 委員会の組織は、次のとおりとする。

委員(9 名)

田川市	副市長
	市民生活部長
	建設経済部長
	環境対策課長
川崎町	副町長
	住宅環境課長
	事業課長
	防災管財課長
組合	事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、各委員会の委員の内から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、組合の事務所に置く。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月24日訓令第1号)

この訓令は、平成14年5月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成14年10月25日訓令第2号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行し、改正後の田川地区清掃施設組合建設業者指名委員会の規定は、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成16年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、改正後の田川地区清掃施設組合建設業者指名委員会の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 8 月 29 日訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 22 日訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 6 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 26 日訓令第 1 号)

この訓令は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 20 日訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。